

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関 各位

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課
(保護担当 TEL075-251-1175)

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための医療券等発券事務の取扱いについて（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月7日に国の対策本部から緊急事態宣言が発令されるとともに、同日付けで厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」が発出され、「当面の間、生活保護受給者が福祉事務所を訪れることなく手続き（医療機関の受診等）できるよう配慮した形で実施することとして差し支えない」ことが示されました。また、5月26日には、緊急事態宣言解除後も引き続き同様の対応が可能であることが示されました。

こうした状況を踏まえ、本市におきましても、生活保護法医療券等（医療要否意見書含む。）について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

医療券等の発券について

生活保護受給者については、原則として、医療券を持参して医療機関窓口で提出し診療していただくものとしていますが、当面の間は、生活保護受給者が生活保護ケースワーカーに医療券の発券を電話連絡等で依頼し、生活保護ケースワーカーから医療機関へ連絡して医療機関へ受診する取扱いを可能とさせていただきます。

この場合、後日、担当の福祉事務所から医療券が送付されますので、確認のうえ、診療報酬の請求事務を行ってください。